

議題（５）令和２年度年度生活交通確保維持改善計画（案）について

生活交通確保維持改善計画

令和元年 6 月

神崎市地域公共交通活性化協議会

コンパクト＋ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取り組みを支援

1. 地域の特性に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）

<支援の内容>

○幹線バス交通の運行

地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。

○地域内交通の運行

過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。

○離島航路・航空路の運航

離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。



2. 快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）

<支援の内容>

○ノンステップバスの導入、鉄道駅における 内方線付点状ブロックの整備 等



○地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



3. 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

（地域公共交通調査事業）

<支援の内容>

○地域公共交通網形成計画等又は 再編実施計画の策定に必要な経費

○地域公共交通網形成計画又は国の 認定を受けた再編実施計画に 基づく利用促進及び事業評価に 要する費用

【東日本大震災対応】 被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

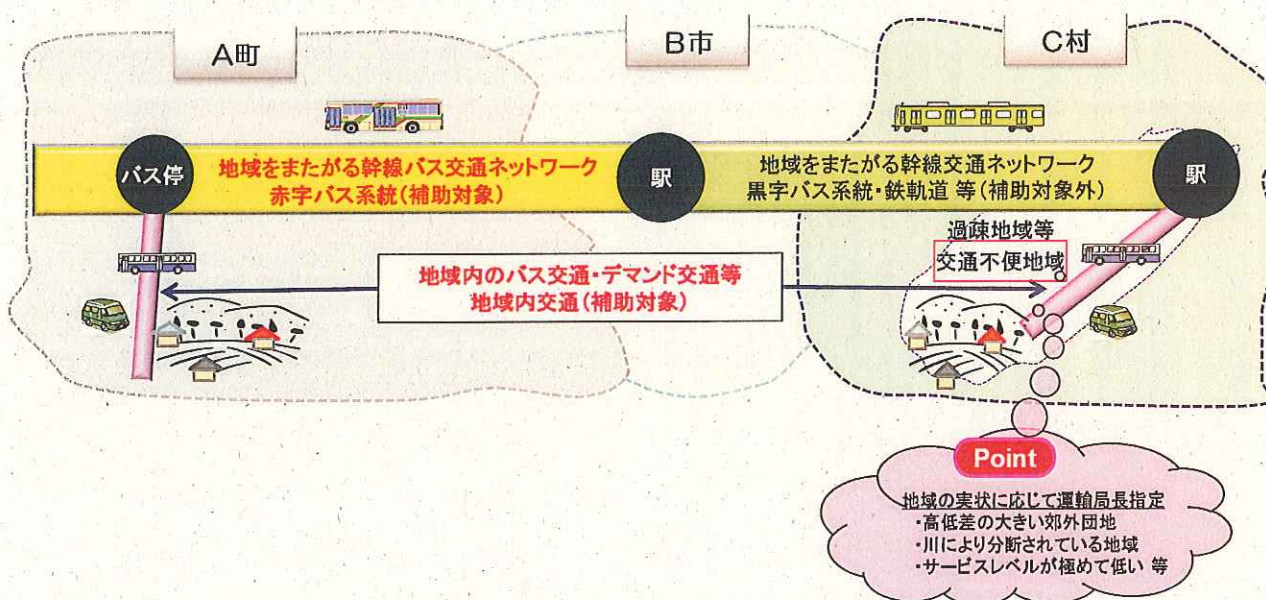
<支援の内容>

○被災地の幹線バスの運行

○仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

(1) 補助対象となるバス交通ネットワークのイメージ

① 補助対象となるバス交通のイメージ



② 地域をまたがる幹線バス交通ネットワークに対する補助の主な要件

- 複数市町村にまたがる系統であること。(平成13年3月31日時点で判定)
- 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- 輸送量が1.5人～150人/日と見込まれること。
- 経常赤字が見込まれること。
- 等

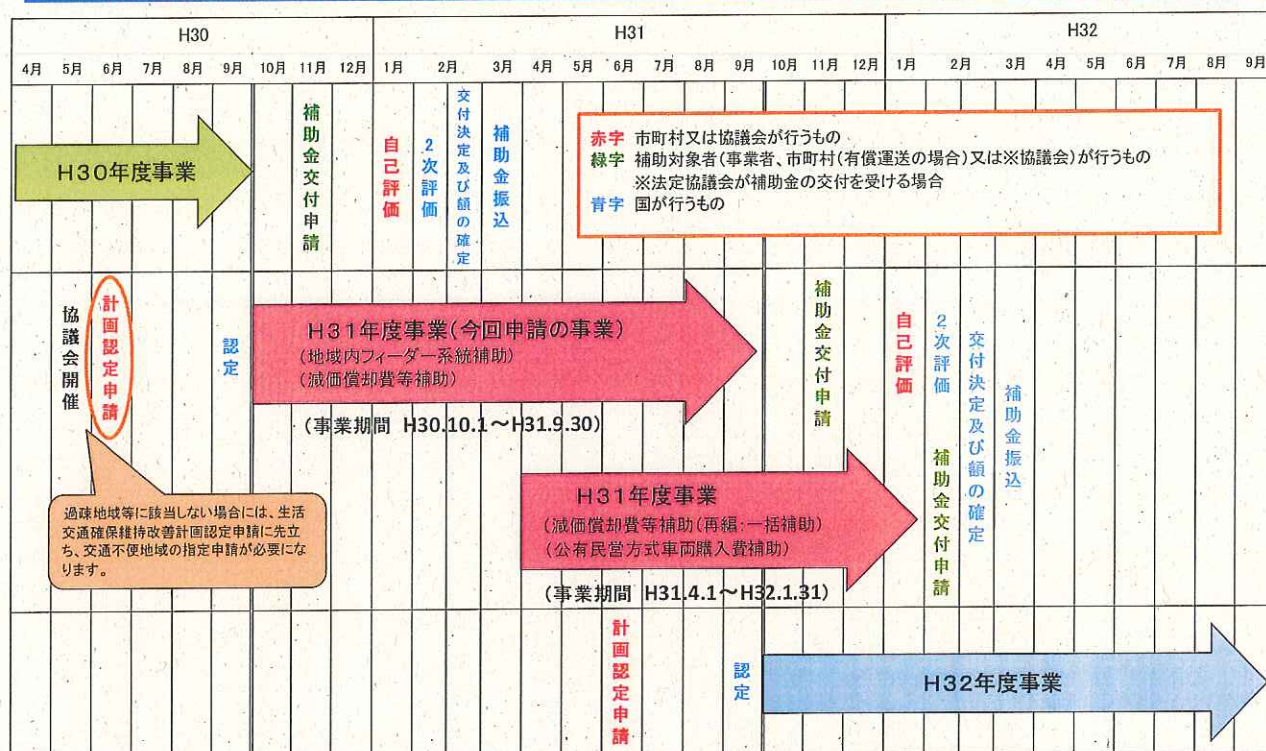
③ 地域内のバス交通・デマンド交通等に対する補助の主な要件

- 「補助対象となる幹線バス交通ネットワークに係る地域内交通」または「補助対象外となる幹線交通ネットワークに係る地域内交通」
 - ・ 補助対象となる幹線バス交通ネットワークを補完するものであること、または、過疎地域など交通不便地域の移動確保を目的とするものであること。
- 幹線アクセス性
 - ・ 幹線バス交通ネットワーク等への乗り継ぎ円滑化のための措置を講じられていること。
- サービス充実性
 - ・ 新たに運行、または、公的支援を受けるものであること。
- 乗車人員が2人/1回以上であること。
- 経常赤字が見込まれること。

今回の申請はこちら
に該当します

(2) 計画の認定申請から補助金振込までのスケジュール

※スケジュール表は昨年度事業のスケジュール



令和2年度事業にかかる補助金交付までの流れ ※昨年度の流れを参考

①生活交通確保維持改善計画(又は地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請
(令和元年6月28日まで)

②認定(令和元年9月下旬頃)

③事業実施期間

地域内フィーダー系統運行費補助、減価償却費等補助

→ 令和元年10月1日~令和2年9月30日

減価償却費等補助(再編に伴う一括補助)、公有民営方式車両購入費補助

→ 令和2年4月1日~令和3年1月31日

④途中、計画に変更が生じた場合は、事前に変更認定申請又は変更届出必要

(事前に内容を確認する必要がありますので、基本、実施予定日の1ヶ月前までに一旦データにて提出いただき、確認後、正式に申請又は届出を行ってください)

⑤補助金交付申請

地域内フィーダー系統運行費補助、減価償却費等補助

→ 令和2年11月30日

減価償却費等補助(再編に伴う一括補助)、公有民営方式車両購入費補助

→ 令和3年2月10日

⑥交付決定及び額の確定(令和3年2月下旬頃)

⑦補助金支払い(令和3年3月頃)

令和元年 6 月〇〇日

（名称） 神崎市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
神崎市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
当市においては、既存の交通機関の廃止等により交通空白地域の拡大や高齢化の進行に伴う交通弱者の増加など、公共交通を巡る環境は厳しい状況にあるが、移動手段を持たない人にとって地域の公共交通手段への需要は決して無くなるものではなく、高齢化する住民の脚の確保や異な意における公共交通利便性の格差是正、合併後の一体的なまちづくりを図る上で、新たな公共交通機関の構築は喫緊の課題である。 そのような中、市内巡回バスについては、平成 21 年 2 月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、「神崎市地域公共交通総合連携計画」を策定し、同年 7 月より平成 24 年 3 月までの実証運行を経て、平成 24 年 4 月より本格運行しているところであり、その後もバス利用者をはじめ多くの住民からの意見要望等を踏まえ、法定協議会において審議を重ね、運行ルートや便数の変更等、更なる利便性向上に努めてきたところである。 バス利用者の多くは、移動手段を持たない高齢者であり、バス停別の利用状況を確認すると病院、スーパー、金融機関、公共施設の最寄りのバス停利用が多く、日常生活に必要不可欠な交通として機能しているものと認識している。また市内における公共交通機関（ＪＲ・路線バス）との接続により市外への移動を確保しながら、公共交通利用者の潜在需要を喚起しているところである。 また、65 歳以上の市民 3,000 世帯を対象として、平成 30 年 12 月に実施した地域公共交通に関するアンケート調査では、現時点では自家用車を運転して移動しているが、将来的には運転免許証の自主返納を検討すると回答した割合が約 8 割となっており、その際には巡回バス等の地域公共交通を利用することになるため、更なる利便性の向上を望む意見も多くいただいている。 このため、地域公共交通確保維持事業により、高齢化する住民の移動手段を維持し、生活利便性の向上と地域間交流の促進、幹線・支線の連携による効率的な運行体系の実現など住民の生活基盤の充実のため、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ① 高齢化する住民の交通手段確保や、市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保を図りながら市内の新たな地域公共交通の整備を目指す。
- ② 生活交通の整備により合併後における地域間の連携や一体感を醸成し、地域の活性化を目指す。
- ③ 地域住民及び公共交通事業者、行政など関係団体が連携し、地域が一体となって持続可能な公共交通の維持・確保のため、直近事業年度の各系統の1運行当たりの利用人数（神埼コース：3.1人、千代田コース：3.4人、迎島～神埼駅：0.2人）からの増を目指す。
（令和2年度目標）神埼コース：3.4人、千代田コース 3.7人、迎島～神埼駅：2.00人
（令和3年度目標）神埼コース：3.7人、千代田コース 4.0人、迎島～神埼駅：2.00人
（令和4年度目標）神埼コース：4.0人、千代田コース 4.4人、迎島～神埼駅：2.00人

【参考】

（前年度実績）神埼コース：2.4人、千代田コース 3.1人、迎島～神埼駅：0.3人

(2) 事業の効果

- ① 高齢者など交通弱者にとっては、日常生活に必要な移動手段が確保される。
- ② 合併後の一体的なまちづくりが推進され、住民の社会参加や地域の活性化につながる。
- ③ 幹線・支線の連携により効率的な運行体系が図られることにより、公共交通の利便性が向上し外出ニーズへの対応が可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ① 市民の利便性確保に向けた市域全体の公共交通網見直しのための基本指針となる地域公共交通網形成計画の策定（神埼市地域公共交通活性化協議会）
- ② 鉄道や路線バスへの接続を含めた巡回バスの路線及び時刻表を掲載したチラシの作成・市内全戸配布（神埼市地域公共交通活性化協議会）
- ③ 公共交通の利用促進のための情報を市報・市ホームページに掲載（神埼市）
- ④ 実績に応じて利用促進策を展開する（神埼市地域公共交通活性化協議会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

※運行概要について

○運行形態：道路運送法第4条（一般乗合自動車運送）

○運行地域：神埼町・千代田町

○運行系統：3系統

①神埼コース（路線図は別紙）

②千代田コース（ " ）

③迎島～神埼駅（ " ）

○運行日及び回数

*月～土 1日3回運行（①系統）

・祝祭日、年始を除く

*月～土 1日4回運行（②系統）

・祝祭日、年始を除く

*月～土 1日2回運行（③系統）

・祝祭日、年始を除く

○運行時間（運行ダイヤの詳細は別紙参照）

○利用料：大人200円・子ども（小学生以下）100円・乳幼児 無料

○運行期間

令和元年10月1日～令和4年9月30日

※運行事業者

法定協議会の構成員として参画しており、巡回バス運行計画の検討など協議会での協議内容を把握し、市内の道路事情に精通していると認められる運行事業者で、市内に事業所を有する(有)ジョイックス交通に運行を委託する。

運行事業者には、安全運行と不安を持ちながら外出されている高齢者など、利用者との信頼関係の構築、継続的利用の促進・維持に努めることを要請している。

※地域内フィーダー系統補足

「表 1」に記載

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

神崎市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

有限会社ジョイックス交通

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付	
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
(平成20年度)	
・平成21年 1月 9日 (第1回)	協議会設立 事業内容を協議
・平成21年 1月30日 (第2回)	地域公共交通総合連携計画(案)の協議等
・平成21年 2月20日 (第3回)	地域公共交通総合連携計画(案)の承認等
・平成21年 3月24日 (第4回)	21年度予算案の承認、運行計画案協議等
(平成21年度)	
・平成21年 4月27日 (第1回)	幹事会 運行計画案の協議等
・平成21年 4月30日 (第1回)	運行計画案の承認等
・平成21年11月26日 (第2回)	実証運行計画案の承認等
・平成22年 1月26日 (第3回)	利用料金見直しなど運行計画の一部見直し協議・承認、事後評価案の承認等
・平成22年 3月26日 (第4回)	22年度予算案の承認、運行計画見直し協議

(平成22年度)

- ・平成22年 6月17日 (第1回)
- ・平成22年 6月29日 (第1回)
- ・平成23年 1月19日 (第2回)
- ・平成23年 3月29日 (第3回)

幹事会 運行計画案の協議等
運行計画見直し案の承認等
実証運行実施状況報告、事後評価案の承認等
事業計画の改正、運行ダイヤの一部見直し等

(平成23年度)

- ・平成23年 7月19日 (第1回)
- ・平成23年11月19日 (第2回)
- ・平成24年 2月13日 (第3回)

22年度事業決算承認、アンケート調査説明
実施状況報告、アンケート結果報告、H22年度
以降の取り組みについて意見集約
H24年度以降の本格運行に向けた取り組み及び
事後評価案を協議し承認を得る。

生活交通ネットワーク計画 (H24.4~H24.9) (案)
の承認

- ・平成24年 3月31日 (第4回)

24年度予算 (案)、運行計画 (案) の承認

(平成24年度)

- ・平成24年 5月31日 (第1回)
- ・平成24年 7月 4日 (第2回)
- ・平成24年 7月23日 (第3回)
- ・平成24年10月 1日 (第4回)
- ・平成25年 1月11日 (第1回)
- ・平成25年 3月28日 (第5回)

23年度事業決算承認、運行計画の見直し協議
24年10月以降の運行計画見直し (案) 及び生
活交通ネットワーク計画 (案) の承認

運行計画【予備車】(案) の承認

24年度補正予算 (案) の承認

幹事会 運行計画、予算の協議

利用状況報告、事業評価 (案)、運行計画 (案)、
25年度予算 (案)、事業計画 (案) の承認

(平成25年度)

- ・平成25年 6月 6日 (第1回)

24年度事業決算承認

26年度生活交通ネットワーク計画 (案) の承認

巡回バス事業運行計画の一部改正 (案) の承認

巡回バスAEDの設置についての承認

公共交通機関案内マップ (案) についての承認

巡回バス利用に関するアンケート (案) の承認

巡回バス事業運行計画の一部改正 (案) の承認

- ・平成25年11月26日 (第1回)

幹事会 運行計画、予算の協議

- ・平成25年11月27日 (第3回)

工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認

- ・平成25年12月 9日 (第4回)

工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認

- ・平成25年12月26日 (第5回)

工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認

- ・平成26年 1月24日 (第6回)

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 (案)
についての承認

巡回バス事業運行計画の一部改正 (案) の承認

- ・平成26年 3月27日 (第7回)

26年度予算 (案)、事業計画 (案) の承認

工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認

(平成26年度)

- ・平成26年 5月23日 (第1回)

工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認

- ・平成26年 6月 5日 (第2回)

25年度事業決算承認

- ・平成26年 7月29日 (第3回)

27年度生活交通ネットワーク計画 (案) の承認

巡回バス事業運行計画の一部改正 (案) の承認

27年度生活高越ネットワーク計画 (案) の承認

- ・平成26年12月18日 (第4回)

工事に伴う巡回バス迂回 (案) の承認

- ・平成27年 1月14日 (第5回)

地域公共交通確保維持事業に関する事業評価 (案)
についての承認

・平成27年 2月12日（第6回）	巡回バス運行の利用状況について 巡回バスアンケート結果についての承認 事業評価についての承認 巡回バス運行ルート（案）の承認
・平成27年 3月13日（第7回）	工事に伴う巡回バス迂回（案）の承認
・平成27年 3月27日（第8回）	27年度事業計画（案）、予算（案）の承認 巡回バスのルート変更（案）の承認
（平成27年度）	
・平成27年 6月 9日（第1回）	26年度事業決算の承認 28年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認
・平成27年 7月21日（第2回）	工事に伴う巡回バス迂回（案）の承認
・平成27年 8月21日（第3回）	工事に伴う巡回バス迂回（案）の承認
・平成27年 9月15日（第4回）	工事に伴う巡回バス迂回（案）の承認
・平成28年 3月16日（第5回）	28年度事業計画（案）、予算（案）の承認 「神埼コース」における事業運行者変更の承認
（平成28年度）	
・平成28年 6月21日（第1回）	27年度事業決算の承認 29年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認
・平成28年 9月 7日（第2回）	工事に伴う巡回バス迂回（案）の承認
・平成28年12月19日（第3回）	工事に伴う巡回バス迂回（案）の承認
・平成29年 3月21日（第4回）	29年度事業計画（案）、予算（案）の承認
（平成29年度）	
・平成29年 6月20日（第1回）	28年度事業決算の承認 30年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認
・平成29年 8月25日（第2回）	工事に伴う巡回バス迂回（案）の承認
・平成29年 9月25日（第3回）	30年度事業計画（案）、予算（案）の承認
・平成30年 3月26日（第4回）	
（平成30年度）	
・平成30年 6月25日（第1回）	29年度事業決算の承認 31年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認
・平成30年11月13日（第2回）	公共交通に関するアンケート（案）の承認
・平成31年 3月28日（第3回）	31年度事業計画（案）、予算（案）の承認
（令和元年度）	
・令和元年 6月27日（第1回）	30年度事業決算の承認 令和2年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

18. 利用者等の意見の反映状況

平成30年11月から12月にかけて、生活の中で公共交通の影響を特に受けやすい65歳以上の高齢者を対象とした地域公共交通アンケート調査を実施し、結果について分析を行った。回答者の7割近くが自家用車を運転して移動しているという結果だったが、そのうち8割は将来的には運転免許証の自主返納を検討するとの回答であった。高齢者の自動車運転中の事故が注目されているなか、当市においても運転免許証自主返納者等の交通弱者への支援、及び市内公共交通の更なる利便性の向上等の重要性が課題であると認識している。

このため、市域全体の公共交通網見直しのための基本指針となる地域公共交通網形成計画の策定や、効率的な公共交通ネットワークの構築などを目標として掲げ、将来に向けて持続可能な地域公共交通を実現するため、本計画を作成した。

19. 協議会メンバーの構成員

住民及び利用者代表	神埼町区長会長、千代田町区長会長、脊振町区長会長、神崎市民生児童委員協議会代表、神崎市老人クラブ連合会会長、神崎市商工会会長
関係都道府県	佐賀県地域交流部さが創生推進課
関係市区町村	神崎市総務企画部、神崎市産業建設部
交通事業者・交通施設管理者等	西鉄バス佐賀(株)、昭和自動車(株)、(有)ジョイックス交通、佐賀県バス・タクシー協会、佐賀国道事務所、東部土木事務所、神崎警察署
地方運輸局	佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	神埼町住民代表、千代田町住民代表、脊振町住民代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県神崎市神埼町神埼410番地

(所 属) 神崎市総務企画部企画課地域振興係

(氏 名) 篠木 大輔

(電 話) 0952-37-0102

(e-mail) soumu-02@city.kanzaki.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

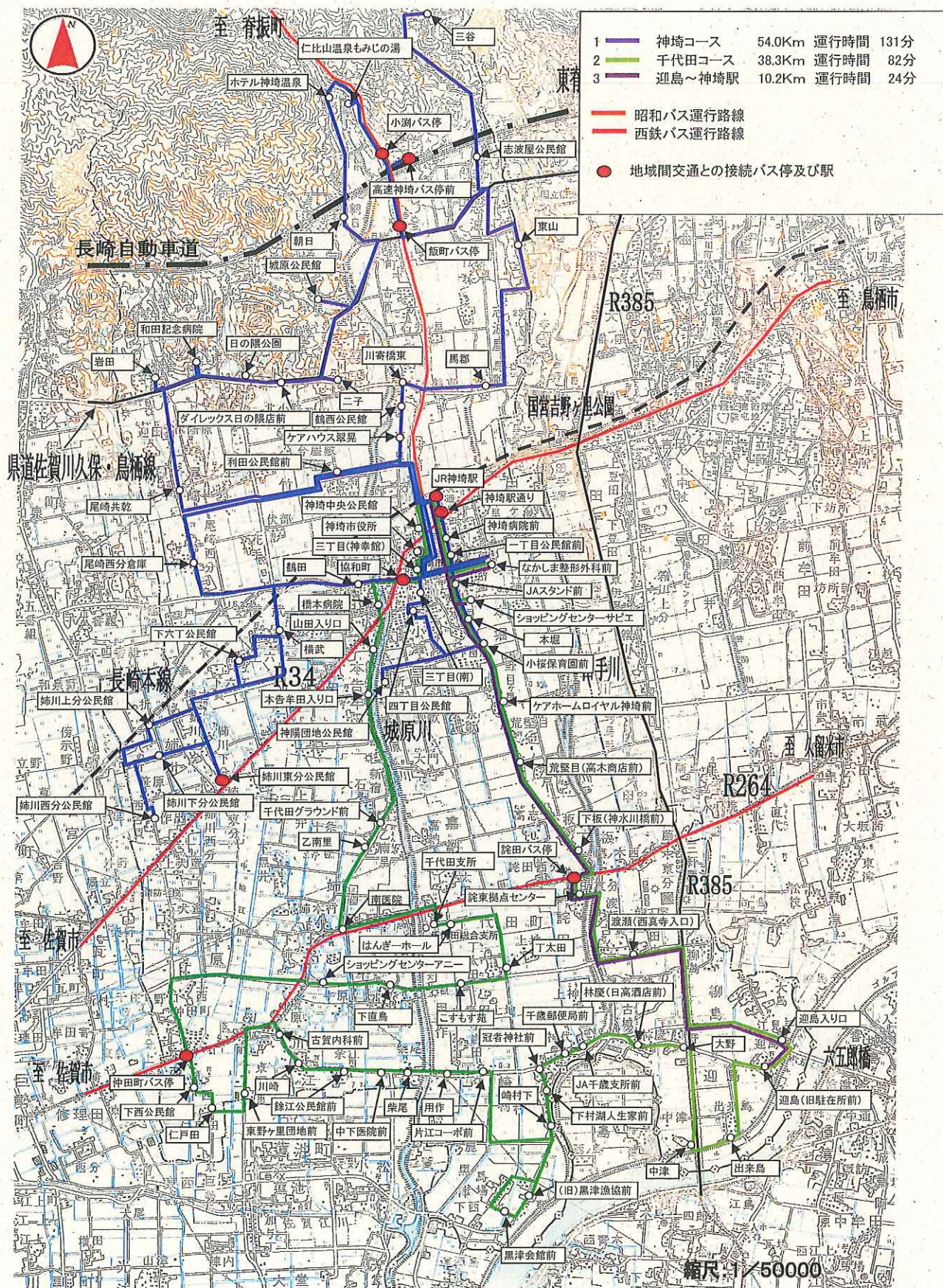
2020年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統キロ程	計画運行 日数	計画運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				基準二で該 当する要件 (別表7の み)
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確 保策		
神崎市	(有)ジョイックス交通	(1) 神埼コース	神埼駅	神埼駅	神埼駅	(循環) 54.0km	294日	882.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの鳥栖 神埼線と神埼駅通りバス停にて接続	③	
神崎市	(有)ジョイックス交通	(2) 千代田コース	神埼駅	古賀内科前	神埼駅	(循環) 38.3km	294日	1176.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの江見 線と詫田バス停にて接続	③	
神崎市	(有)ジョイックス交通	(3) 迎島～神埼駅	迎島 神埼駅	詫田バス停	迎島 神埼駅	往 10.2km 復 10.2km	294日	294.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの江見 線と詫田バス停にて接続	③	
							0日	0.0回						
							0日	0.0回						
							0日	0.0回						
							0日	0.0回						
							0日	0.0回						
							0日	0.0回						
							0日	0.0回						
							0日	0.0回						

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

生活交通確保維持改善計画【路線図】



(別紙) 生活交通確保維持改善計画【運行ダイヤ】 神埼コース

※ 神埼駅発着(神埼駅経由)

神埼コース				
神埼コース(右回り)			神埼コース(左回り)	
バス停留所	運行時刻		バス停留所	運行時刻
	①	③		②
1 神埼駅	9:10	14:40	1 神埼駅	11:30
2 神埼市中央公民館	9:12	14:42	2 利田公民館前	11:33
3 神埼市役所	9:15	14:45	3 尾崎西分倉庫	11:37
4 三丁目(神幸館)	9:16	14:46	4 横武	11:39
5 なかしま整形外科前	9:18	14:48	5 姉川東分公民館	11:42
6 JAスタンド前	9:19	14:49	6 姉川下分公民館	11:44
7 ショッピングセンターサピエ	9:20	14:50	7 姉川西分公民館	11:47
8 本堀	9:21	14:51	8 姉川上分公民館	11:50
9 小桜保育園前	9:22	14:52	9 下六丁公民館	11:53
10 神陽団地公民館	9:25	14:55	10 横武	11:55
11 四丁目公民館	9:28	14:58	11 鶴田	11:57
12 三丁目(南)	9:29	14:59	12 協和町	12:00
13 協和町	9:30	15:00	13 三丁目(南)	12:01
14 鶴田	9:33	15:03	14 四丁目公民館	12:02
15 横武	9:35	15:05	15 神陽団地公民館	12:05
16 下六丁公民館	9:37	15:07	16 小桜保育園前	12:08
17 姉川上分公民館	9:40	15:10	17 本堀	12:09
18 姉川西分公民館	9:43	15:13	18 ショッピングセンターサピエ	12:10
19 姉川下分公民館	9:46	15:16	19 JAスタンド前	12:11
20 姉川東分公民館	9:48	15:18	20 なかしま整形外科前	12:12
21 横武	9:51	15:21	21 三丁目(神幸館)	12:14
22 尾崎西分倉庫	9:53	15:23	22 神埼市役所	12:15
23 利田公民館前	9:57	15:27	23 神埼市中央公民館	12:18
24 神埼駅	10:00	15:30	24 神埼駅	12:20
神埼駅	10:10	15:40	神埼駅	13:20
25 ケアハウス翠晃	10:13	15:43	25 神埼駅通り	13:21
26 鶴西公民館前	10:14	15:44	26 神埼病院前	13:23
27 川寄橋東	10:15	15:45	27 1丁目公民館	13:25
28 馬郡	10:16	15:46	28 なかしま整形外科前	13:26
29 東山	10:20	15:50	29 三丁目(神幸館)	13:28
30 志波屋公民館	10:24	15:54	30 神埼市役所	13:29
31 三谷	10:28	15:58	31 神埼中央公民館	13:32
32 志波屋公民館	10:32	16:02	32 利田公民館前	13:36
33 飯町バス停	10:35	16:05	33 尾崎共乾	13:40
34 高速神埼バス停前	10:36	16:06	34 岩田	13:43
35 小淵バス停	10:37	16:07	35 和田記念病院	13:46
36 仁比山温泉もみじの湯	10:39	16:09	36 日の隈公園	13:47
37 ホテル神埼温泉	10:41	16:11	37 ダイレックス日の隈店前	13:48
38 朝日	10:44	16:14	38 二子	13:50
39 城原公民館	10:47	16:17	39 城原公民館	13:54
40 二子	10:51	16:21	40 朝日	13:57
41 ダイレックス日の隈店前	10:53	16:23	41 ホテル神埼温泉	14:00
42 日の隈公園	10:54	16:24	42 仁比山温泉もみじの湯	14:02
43 和田記念病院	10:55	16:25	43 小淵バス停	14:04
44 岩田	10:58	16:28	44 高速神埼バス停前	14:05
45 尾崎共乾	11:01	16:31	45 飯町バス停	14:06
46 利田公民館前	11:05	16:35	46 志波屋公民館	14:09
47 神埼中央公民館	11:09	16:39	47 三谷	14:13
48 神埼市役所	11:12	16:42	48 志波屋公民館	14:17
49 三丁目(神幸館)	11:13	16:43	49 東山	14:21
50 なかしま整形外科前	11:15	16:45	50 馬郡	14:25
51 1丁目公民館	11:16	16:46	51 川寄橋東	14:26
52 神埼病院前	11:18	16:48	52 鶴西公民館前	14:27
53 神埼駅通り	11:20	16:50	53 ケアハウス翠晃	14:28
54 神埼駅	11:21	16:51	54 神埼駅	14:31

(別紙) 生活交通確保維持改善事業【運行ダイヤ】 千代田コース

※ 神埼駅発着

千代田コース					
千代田コース(右回り)			千代田コース(左回り)		
バス停留所			バス停留所		
	①	③		②	④
1 神埼駅	8:35	13:00	1 神埼駅	10:10	14:40
2 神埼駅通り	8:36	13:01	2 神埼中央公民館	10:12	14:42
3 神埼病院前	8:38	13:03	3 神崎市役所	10:15	14:45
4 1丁目公民館前	8:40	13:05	4 三丁目(神幸館)	10:16	14:46
5 なかしま整形外科前	8:41	13:06	5 協和町	10:17	14:47
6 JAスタンド前	8:42	13:07	6 橋本病院	10:19	14:49
7 ショッピングセンターサピエ	8:43	13:08	7 山田入口	10:20	14:50
8 本堀	8:44	13:09	8 本告牟田入口	10:21	14:51
9 小桜保育園前	8:45	13:10	9 千代田グラウンド前	10:23	14:53
10 ケアホームロイヤル神埼前	8:46	13:11	10 乙南里	10:24	14:54
11 荒壁目(高木商店前)	8:47	13:12	11 南医院	10:26	14:56
12 下板(神水川橋前)	8:48	13:13	12 千代田支所	10:28	14:58
13 詫田バス停	8:49	13:14	13 はんぎーホール	10:29	14:59
14 詫東拠点センター	8:50	13:15	14 丁太田	10:31	15:01
15 渡瀬(西真寺入口)	8:52	13:17	15 こすもす苑	10:32	15:02
16 迎島入り口	8:56	13:21	16 下直島	10:33	15:03
17 迎島(旧駐在所前)	8:59	13:24	17 ショッピングセンターアニー	10:34	15:04
18 出来島	9:01	13:26	18 仲田町バス停(西鉄)	10:39	15:09
19 中津	9:03	13:28	19 下西公民館	10:40	15:10
20 大野	9:04	13:29	20 仁戸田	10:41	15:11
21 林慶(日高商店前)	9:05	13:30	21 東野ヶ里団地前	10:43	15:13
22 JA千歳支所前	9:07	13:32	22 古賀内科前	10:45	15:15
23 千歳郵便局前	9:08	13:33	23 川崎	10:46	15:16
24 冠者神社前	9:09	13:34	24 餘江公民館前	10:47	15:17
25 下村湖人生家前	9:10	13:35	25 中下医院前	10:48	15:18
26 崎村下	9:11	13:36	26 柴尾	10:49	15:19
27 黒津会館前	9:13	13:38	27 用作	10:50	15:20
28 旧黒津漁協前	9:14	13:39	28 片江コーポ前	10:51	15:21
29 片江コーポ前	9:16	13:41	29 旧黒津漁協前	10:53	15:23
30 用作	9:17	13:42	30 黒津会館前	10:54	15:24
31 柴尾	9:18	13:43	31 崎村下	10:56	15:26
32 中下医院前	9:19	13:44	32 下村湖人生家前	10:57	15:27
33 餘江公民館前	9:20	13:45	33 冠者神社前	10:58	15:28
34 川崎	9:21	13:46	34 千歳郵便局前	10:59	15:29
35 古賀内科前	9:22	13:47	35 JA千歳支所前	11:00	15:30
36 東野ヶ里団地前	9:24	13:49	36 林慶(日高商店前)	11:02	15:32
37 仁戸田	9:26	13:51	37 大野	11:03	15:33
38 下西公民館	9:27	13:52	38 中津	11:04	15:34
39 仲田町バス停(西鉄)	9:28	13:53	39 出来島	11:06	15:36
40 ショッピングセンターアニー	9:33	13:58	40 迎島(旧駐在所前)	11:08	15:38
41 下直島	9:34	13:59	41 迎島入り口	11:11	15:41
42 こすもす苑	9:35	14:00	42 渡瀬(西真寺入口)	11:15	15:45
43 丁太田	9:36	14:01	43 詫東拠点センター	11:17	15:47
44 はんぎーホール	9:38	14:03	44 詫田バス停	11:18	15:48
45 千代田支所	9:39	14:04	45 下板(神水川橋前)	11:19	15:49
46 南医院	9:41	14:06	46 荒壁目(高木商店前)	11:20	15:50
47 乙南里	9:43	14:08	47 ケアホームロイヤル神埼前	11:21	15:51
48 千代田グラウンド前	9:44	14:09	48 小桜保育園前	11:22	15:52
49 本告牟田入口	9:46	14:11	49 本堀	11:23	15:53
50 山田入口	9:47	14:12	50 ショッピングセンターサピエ	11:24	15:54
51 橋本病院	9:48	14:13	51 JAスタンド前	11:25	15:55
52 協和町	9:50	14:15	52 なかしま整形外科前	11:26	15:56
53 三丁目(神幸館)	9:51	14:16	53 1丁目公民館前	11:27	15:57
54 神崎市役所	9:52	14:17	54 神埼病院前	11:29	15:59
55 神埼中央公民館	9:55	14:20	55 神埼駅通り	11:31	16:01
56 神埼駅	9:57	14:22	56 神埼駅	11:32	16:02

(別紙) 生活交通確保維持改善事業【運行ダイヤ】 迎島～神埼駅

※ 神埼駅及び迎島(旧駐在所前)発着

神埼駅～迎島コース			
神埼駅～迎島行(迎島行き)		迎島～神埼駅(神埼駅行き)	
バス停留所	運行時刻 夕	バス停留所	運行時刻 朝
1 神埼駅	16:15	40 迎島(旧駐在所前)	8:00
2 神埼駅通り	16:16	41 迎島入り口	8:03
3 神埼病院前	16:18	42 渡瀬(西真寺入口)	8:07
4 1丁目公民館前	16:20	43 詫東拠点センター	8:09
5 なかしま整形外科前	16:21	44 詫田バス停	8:10
6 JAスタンド前	16:22	45 下板(神水川橋前)	8:11
7 ショッピングセンターサピエ	16:23	46 荒堅目(高木商店前)	8:12
8 本堀	16:24	47 ケアホームロイヤル神埼前	8:13
9 小桜保育園前	16:25	48 小桜保育園前	8:14
10 ケアホームロイヤル神埼前	16:26	49 本堀	8:15
11 荒堅目(高木商店前)	16:27	50 ショッピングセンターサピエ	8:16
12 下板(神水川橋前)	16:28	51 JAスタンド前	8:17
13 詫田バス停	16:29	52 なかしま整形外科前	8:18
14 詫東拠点センター	16:35	53 1丁目公民館前	8:19
15 渡瀬(西真寺入口)	16:37	54 神埼病院前	8:21
16 迎島入り口	16:41	55 神埼駅通り	8:23
17 迎島(旧駐在所前)	16:44	56 神埼駅	8:24

令和元年度

神埼市地域公共交通活性化協議会

補正予算(第1号)

令和元年度 神埼市地域公共交通活性化協議会補正予算(第1号)

令和元年度神埼市地域公共交通活性化協議会の補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ33,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は
「歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月27日

神埼市地域公共交通活性化協議会
会 長 中 島 勝 利

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	目	補正前額(千円)A	今回補正額(千円)B	増減B-A(千円)	説明
1 負担額	1 負担額	1 負担額	15,500	15,500	0	神崎市15,550,000円
2 補助額	1 補助額	1 補助額	2,522	5,022	2,500	国補助金2,522,000円 県補助金2,500,000円
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	11,800	11,800	0	
4 利用料	1 利用料	1 利用料	1,500	1,500	0	運賃、回数券収入
5 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	0	0	
歳入合計			31,322	33,822	2,500	

歳出

款	項	目	補正前額(千円)A	今回補正額(千円)B	増減B-A(千円)	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	5	5	0	監査委員報酬2,500円×2名
	2 事務費	1 事務費	10	10	0	事務用品費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	28,017	33,017	5,000	運行経費・利用促進費・計画策定支援委託費・移動手段確保事業費など
3 予備費	1 予備費	1 予備費	3,290	790	△ 2,500	
歳出合計			31,322	33,822	2,500	

佐賀県くらしのモビリティ確保推進事業費補助

山のくらしを支える移動手段確保事業

○目的

公共交通の路線廃止や減便等がある中、地域の実情やニーズは様々であり、現行の運行形態ではそのニーズに応えきれないこともあり得るため、新たな移動手段のモデル創出や地域住民の移動の利便性の確保・向上を図る取り組みに対して補助を行う。

○対象経費

- ・地域のニーズを検証するための試験運行に要する運行経費
- ・試験運行利用者アンケート・分析に係る経費
- ・乗降場所の環境整備に係る経費
- ・時刻表等の情報発信に必要な広報費
- ・車体の表示等に必要な経費
- ・先進事例視察に要する経費 等

○補助率

県1/2 市1/2

○予算額

7,500千円（上限2,500千円×3地域） 神埼市脊振町、佐賀市三瀬、富士が対象

○補助対象者

昭和バス再編路線で山間部を有する

- ・市
- ・市地域公共交通会議
- ・市地域公共交通活性化協議会

